

第 1 章 計画の目的と位置づけ

1.1 背景と目的

1.1.1 本市の現状

本市では、昭和 30 年代頃から拡大する行政需要に対応して、道路、橋りょう、トンネル、河川、公園等、緑地、下水道などの社会基盤施設（＝インフラストラクチャー：以下「インフラ」という）の整備を進めてきました。

その後、適切な管理に努め、市民生活の安全・安心を確保し、快適な市民生活を実現してきましたが、本市のインフラの多くが、大規模な宅地開発などによる、人口の増加に合わせて、集中的に整備されたものであり、既に、その多くは整備後 30 年以上が経過し、老朽化が進み、近年、維持管理や補修更新に要する経費が増加しています。これらのインフラは、耐用年数を迎えることで、近い将来、ほぼ同じ時期に補修更新が必要となり、今後ますます維持管理経費が増大し、現状のまま手を打たなければ、将来的には適切な維持管理や補修更新が行えない事態に陥ることが明らかです。

また、インフラは都市や市民生活を支える基盤であり、道路網の強化や公園等・緑地の適切な維持管理など、望ましい本市の都市像を具現化し、市民の安全安心と快適な市民生活を実現するためには、今後もインフラの維持や性能向上が必要です。

さらに、少子高齢社会の進展や人口減少などの人口構成の変化、価値観の多様化に伴う暮らし方の変化などにより、インフラの利用需要が変化していることも視野に入れ、将来に向けて適切な対応を行っていくことも重要です。

このような状況のもと、市民の皆さんに安全なインフラを安心して利用し続けていただくためには、インフラの現状を的確に把握し、長期的な視点に立って、施設の長寿命化、更新、統廃合などを計画的に行うことにより、維持管理経費並びに補修更新経費の縮減及び平準化を図るとともに、安定的にインフラ管理にかかる財源を確保することが必要となるものです。

しかし、本市の財政状況は、生産年齢人口の減少による税収の落ち込み、少子高齢社会の進展による扶助費等の増加が今後も続き、財政の硬直化が進むと予測されます。このため、今後、何も手を打たないでインフラの管理経費を全て賄うための財源を確保することは、非常に難しい状況であると言わざるを得ません。（図 1-1 参照）

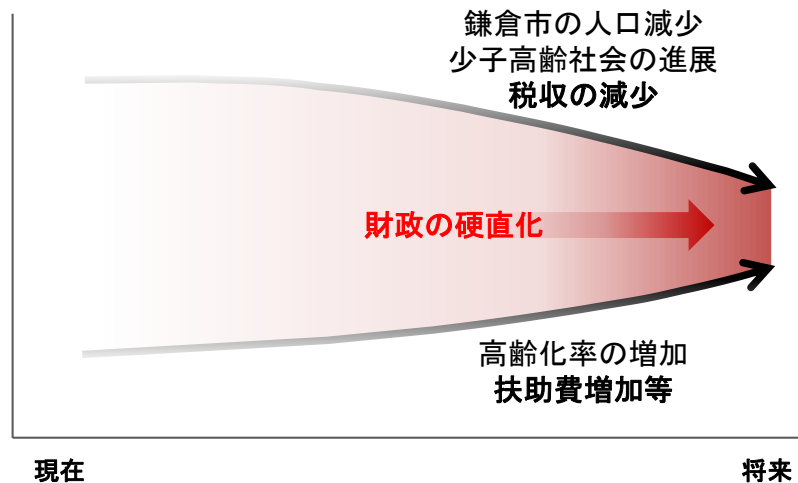


図 1-1 インフラをとりまく財源の状況

財政の硬直化によりインフラ管理経費の予算増加は期待できない状況です。

1.1.2 社会基盤施設白書の作成

平成 27 年（2015 年）3 月に作成した「鎌倉市社会基盤施設白書」（以下「白書」という）において、現在あるインフラを質、量ともに現状維持することを前提条件として試算を行った結果、今後 40 年間に要する維持管理経費と補修更新経費は、生活環境施設を除き総額で約 3,448 億円（一般会計で約 1,089 億円、下水道事業特別会計で約 2,359 億円）となり、これを平均すると 1 年当たり約 86 億円（一般会計で約 27 億円、下水道事業特別会計で約 59 億円）となりました。

これは、単純計算で、平成 25 年度（2013 年度）歳出実績である約 40 億円と比較して、毎年度約 46 億円（一般会計で約 8.9 億円、下水道事業特別会計で約 37.5 億円）の上乗せが必要であり、約 2.16 倍（一般会計で約 1.48 倍、下水道事業特別会計で約 2.75 倍）の歳出規模になります。（図 1-2 参照）

この試算結果は、現在の厳しい財政状況並びに人口減少や少子高齢社会など今後の社会情勢などを考慮すれば、これまでのインフラの維持管理と補修更新の方法を続けていては、現時点で本市が保有するインフラすべてを維持管理、補修更新し続けていくことができないことを意味します。

しかしながら、インフラは日常生活に欠かすことができない重要な施設であり、単純に総量を削減することは困難です。そのため、今後のインフラ管理では、白書において試算した維持管理経費や補修更新経費を縮減し、インフラの整備から維持管理、補修更新、運営にかかるライフサイクルコストを削減するとともに、年度ごとに必要となる経費の平準化を図ることが大きな柱となります。（図 1-3 参照）

こうしたことから、白書では「①インフラ機能における安全・安心の確保」、「②中長期的な視点に立ったインフラ維持管理」、「③厳しい財政状況における財源確保」、「④

総合的なインフラマネジメント体制の構築」、「⑤市民力、地域力や民間活力の活用」を本市のインフラ管理の課題として、整理しました。

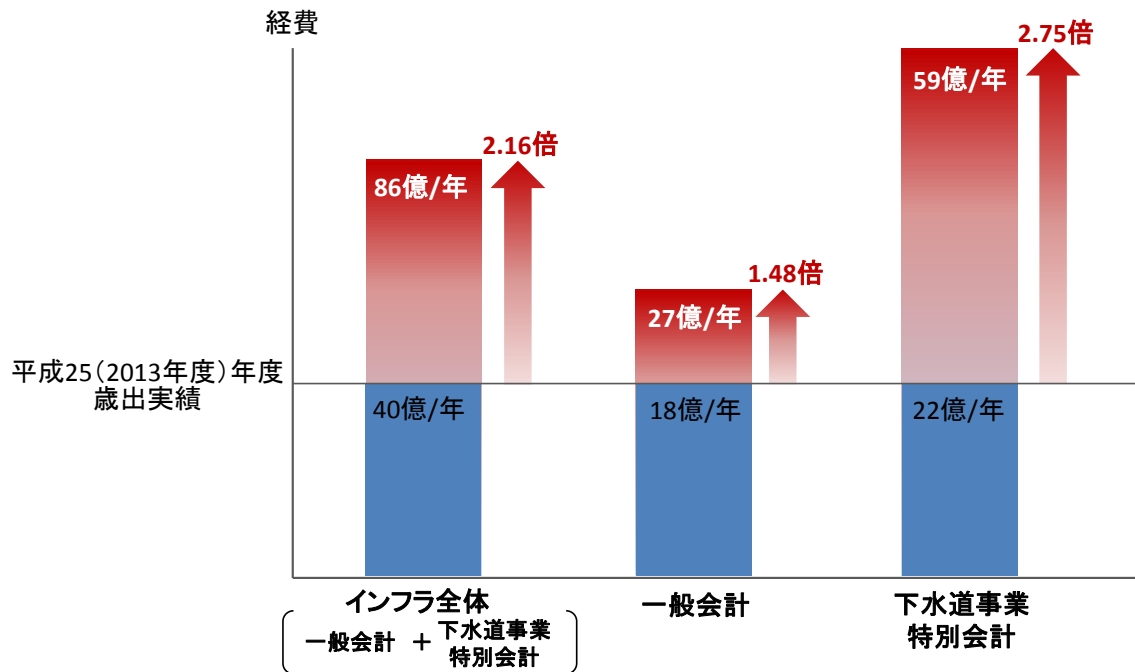


図 1-2 インフラ管理経費の将来予測

白書では、現在の管理方法を続けると生活環境施設を除くインフラ全体では2.16倍の経費がかかると試算されます。

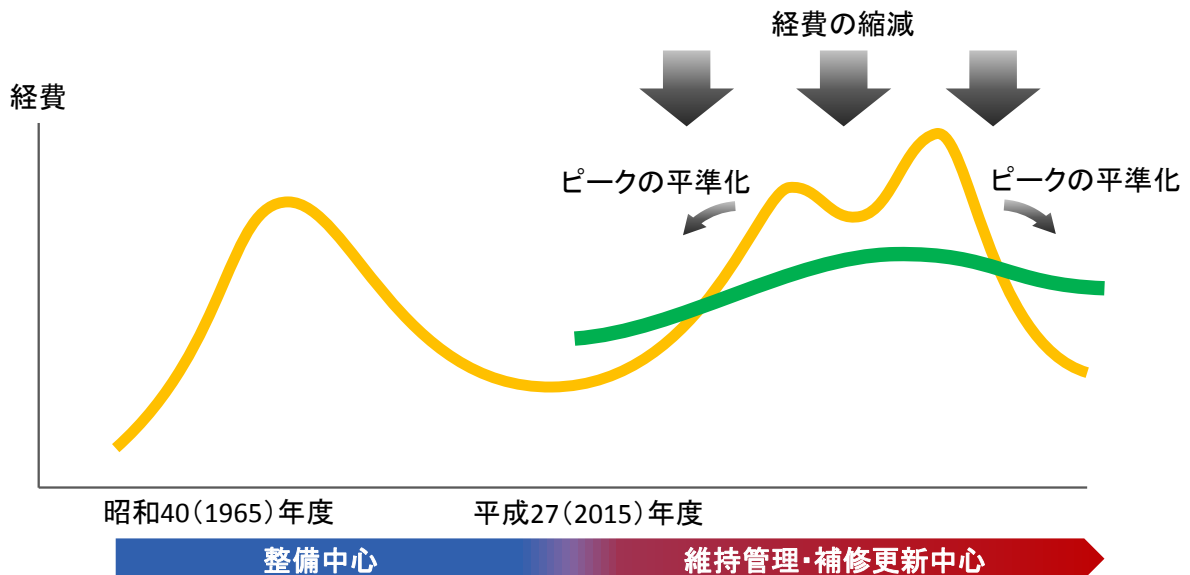


図 1-3 インフラ投資の最適化の必要性

インフラは市民の日常生活上不可欠なものであり、単純に総量を減らすことは難しいものです。そのため、インフラ管理の効率化、改善により経費の圧縮、平準化が必要です。

1.1.3 社会基盤施設マネジメント計画策定の目的

この鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画（以下「本計画」という）は、鎌倉市が管理する社会基盤施設が、将来にわたって「市民の安全・安心を守り、市民生活を支え続ける」ことを目指して策定する計画です。

白書で整理した本市のインフラ管理の課題を解決するため、本計画では、インフラの管理のあり方を基本から見直すこととし、インフラの更新や新設はその必要性を十分に検討することを前提とし、今後も適正かつ持続的に本市が保有するインフラを管理していくための方針を定めるとともに、インフラごとの管理方針に基づき管理経費の縮減方策を網羅的に示すこととしました。また、これらの施策を実施した場合の効果の見通しを試算します。

なお、本計画では、一般会計で扱うインフラの管理経費は、使用の対価としての使用料の徴収が可能な下水道施設の管理経費とは区分してマネジメントすることが合理的であるため、これらの管理経費を分けて考えることとしています。

今後、本市では、本計画に基づき従来の「整備中心」から「維持管理・補修更新中心」にインフラ管理の体制を大きく転換することで、管理経費の圧縮、平準化を行い、適正かつ持続的なインフラ管理を行いながら市民サービスの維持・向上を図ります。（図 1-3、図 1-4 参照）

なお、ごみ焼却施設、ごみ処理施設、リサイクルセンター及びし尿処理施設である生活環境施設については、別途、将来の施設のあり方について検討がなされていることから、本計画書の別冊「生活環境施設編」にまとめることとしました。

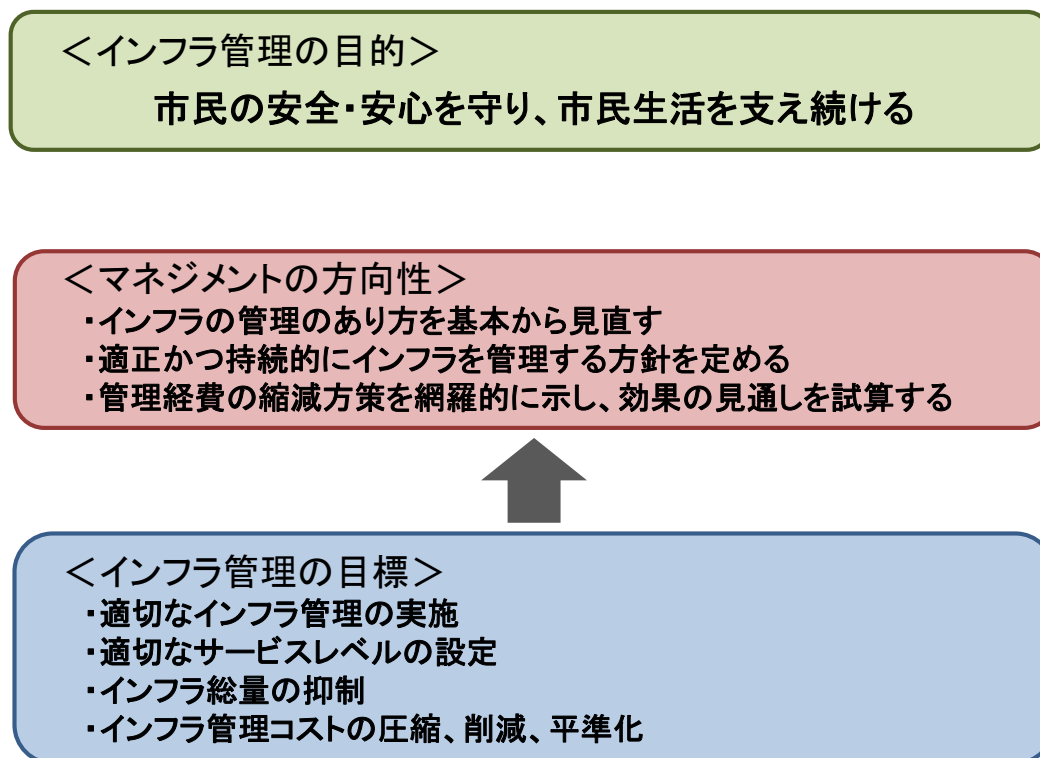


図 1-4 社会基盤施設マネジメントの必要性

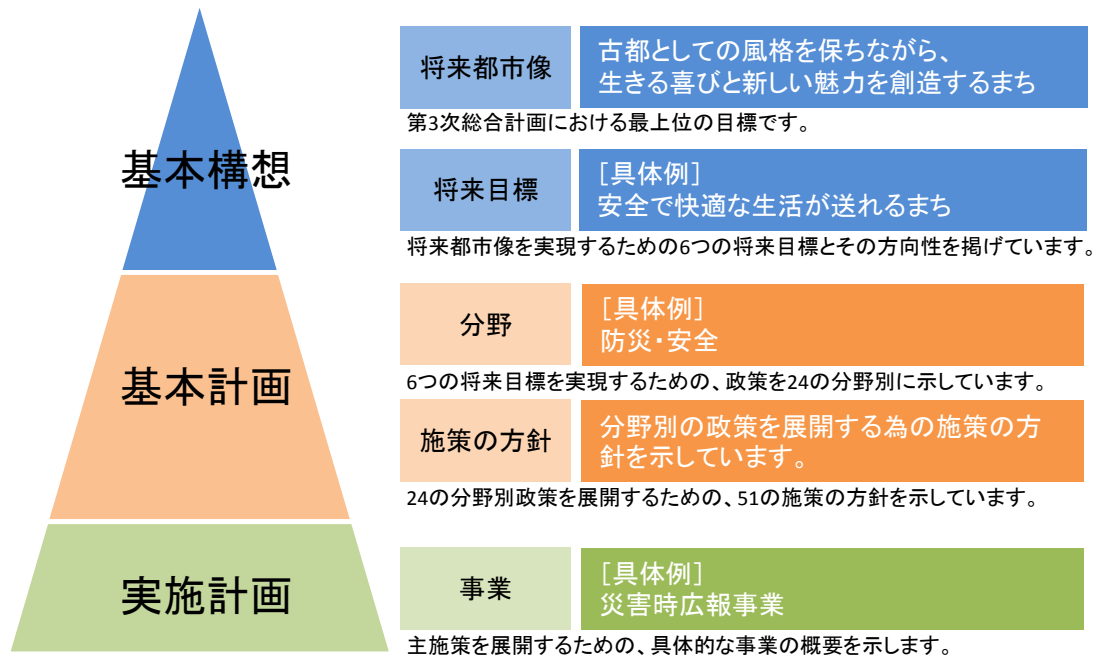
1.2 計画の位置づけ

1.2.1 第3次鎌倉市総合計画との関係

平成8年度（1996年度）から37年度（2025年度）までを計画期間とする第3次鎌倉市総合計画の基本構想では「①市民自治の確立」、「②人間性豊かな地域づくり」、「③環境共生都市の創造」を基本理念として、「古都としての風格を保ちながら生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」を将来都市像に掲げ、6つの将来目標を柱として、第3期基本計画において分野別に施策の方針を示しています。インフラに関する将来目標には「都市環境を保全・創造するまち」、「安全で快適な生活が送れるまち」を定めています。そして、基本構想の実現に向けた基本方針として「市民力・地域力」、「地方分権の推進」、「広域的な協力体制」、「持続可能な都市経営」を定め、実現に向けた取組みを進めています。（図 1-5 参照）

また、平成26年度（2014年度）から31年度（2019年度）までを計画期間とする「第3次鎌倉市総合計画 第3期基本計画」（平成26年（2014年）4月）では、計画推進に向けた考え方として、「①市民自治」、「②行財政運営」、「③防災・減災」、「④歴史的遺産と共生するまちづくり」を掲げ、新たな課題に柔軟に対応できる持続可能な行財政運営に転換し、メリハリのある効率的な行財政運営を行うとともに、市民力・地域力を生かした市民自治の考え方を大胆に取入れた持続可能な都市経営を進めていくことが必要であるとしています。（図 1-6 参照）

本計画は、基本構想の実現に向けた基本方針の「持続可能な都市経営」の考え方に基づいて策定します。



- 基本構想の実現に向けた基本方針**
- 1 市民力・地域力
 - 2 地方分権の推進
 - 3 広域的な協力体制
 - 4 持続可能な都市経営

図 1-5 第3次鎌倉市総合計画の基本構想等第3期基本計画の主な施策体系
 ※第3次鎌倉市総合計画第3期基本計画概要版 平成26年（2014年）4月をもとに作成

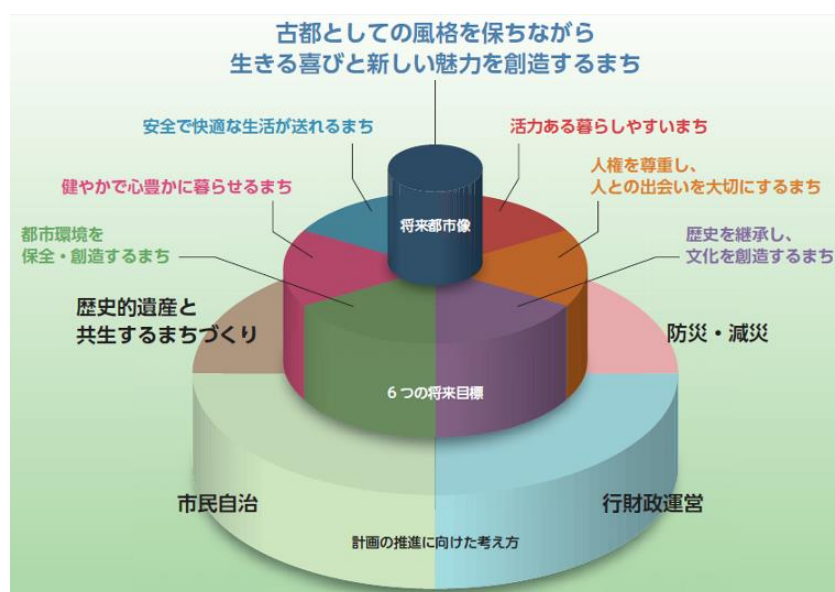


図 1-6 計画の推進に向けた考え方イメージ
 ※第3次鎌倉市総合計画第3期基本計画 平成26年（2014年）4月より抜粋

1.2.2 個別計画との関係

計画の策定にあたっては、第3次鎌倉市総合計画の基礎条件（土地利用）に関わる部分の計画として、都市計画・まちづくり分野の総合的なプランである都市マスタープランを踏まえる必要があります。また、全てのインフラの管理に関連することから、本計画を総合計画の部門別の計画の一つと位置づけ、都市マスタープランをはじめ、個別施設の計画と連携を図りながら、着実に推進していきます。

1.2.3 公共施設再編計画との関係

社会基盤施設マネジメント計画は、平成26年度（2014年度）に策定した公共施設再編計画と、車の両輪をなす計画であり、整合を図っていく必要があります。

なお、総務省から公共施設とインフラ等を併せた公共施設等総合管理計画の策定が求められており、平成27年度（2015年度）には、公共施設再編計画と本計画の策定状況を踏まえながら、公共施設等総合管理計画を策定します。（図1-7参照）

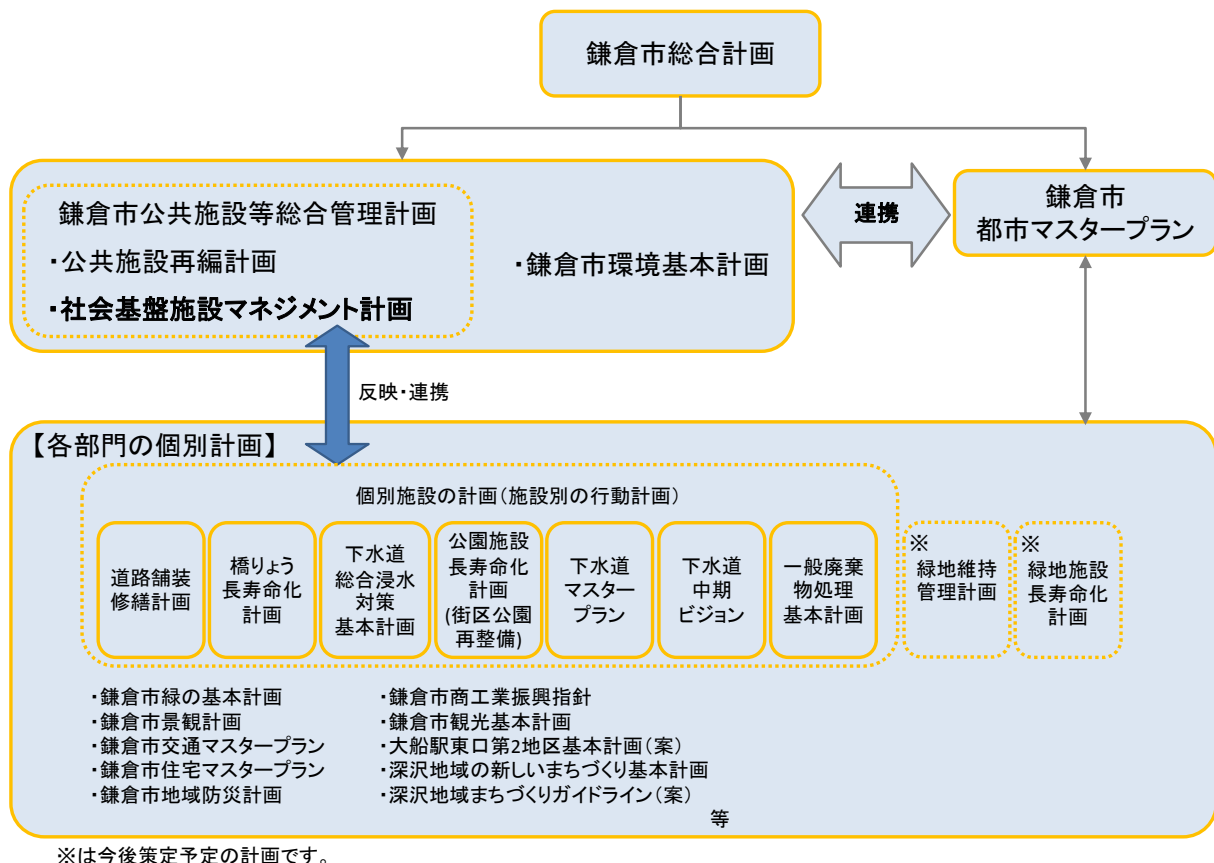


図 1-7 社会基盤施設マネジメント計画の位置づけ

1.3 計画の対象施設

本計画では、本市が保有、維持管理を行っている次の施設を対象とします。

表 1-1 計画の対象施設

一般会計で管理するインフラ	下水道事業特別会計で管理するインフラ
<ul style="list-style-type: none"> ・道路（車道、歩道） ・道路付属施設（盛土、ブロック積み擁壁、街路樹、街路照明灯、カーブミラー、道路標識、防護柵）、道路側溝 ・橋りょう（道路橋、歩道橋、ペDESTリアンデッキ） ・橋りょう構造物（エレベータ、エスカレータ） ・トンネル（道路トンネル、道路地下道） ・河川（準用河川、普通河川、雨水ポンプ場） ・雨水調整池 ・公園等（総合公園、地区公園、街区公園、風致公園、都市林、児童遊園等） ・緑地 ・産業振興施設（腰越漁港）※ ・生活環境施設（クリーンセンター、リサイクルセンター）※ 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道（汚水） （汚水管きよ、下水道終末処理場、中継ポンプ場、汚水低地排水ポンプ） ・下水道（雨水） （雨水管きよ、開きよ、雨水低地排水ポンプ、雨水ゲート、雨水調整池）

※産業振興施設（腰越漁港）は、平成 19 年度（2007 年度）から大規模改修工事を行い平成 26 年度（2014 年度）に完成しているため、今回のマネジメント計画では現況の維持管理方針のまま適切な機能保全を図り、今後の計画見直し時点での施設の状況によって判断することとします。

※生活環境施設（クリーンセンター、リサイクルセンター）については本計画書の別冊「生活環境施設編」にてまとめます。

鎌倉市が管理するインフラ一覧

<p>道路（舗装）</p>  <p>管理数量 車道 622km 歩道 57km</p> <p>凡例 — 1級市道 - - - 2級市道</p>	<p>道路（橋りょう）</p>  <p>管理数量 橋りょう 207 橋 ペDESTリアンデッキ 2箇所</p> <p>凡例 ■ 橋りょう</p>	<p>道路（トンネル）</p>  <p>管理数量 トンネル 21 箇所 （地下道を含む）</p> <p>凡例 ○ トンネル</p>	<p>河川</p>  <p>管理数量 河川 9 河川</p> <p>凡例 ■ 河川</p>	<p>雨水調整池</p>  <p>管理数量 雨水調整池 33 箇所</p> <p>凡例 ● 雨水調整池</p>
---	---	---	---	---

下水道（管きよ）



管理数量
汚水管きよ 488km
雨水管きよ 237km

凡例
— 汚水管きよ
- - - 雨水管きよ

下水道（処理場）



管理数量
下水道
終末処理場 2 箇所

凡例
● 下水道
終末処理場

下水道（中継ポンプ場）



管理数量
中継
ポンプ場 7 箇所

凡例
● 中継
ポンプ場

産業振興施設（腰越漁港）



管理数量
漁港 1 箇所

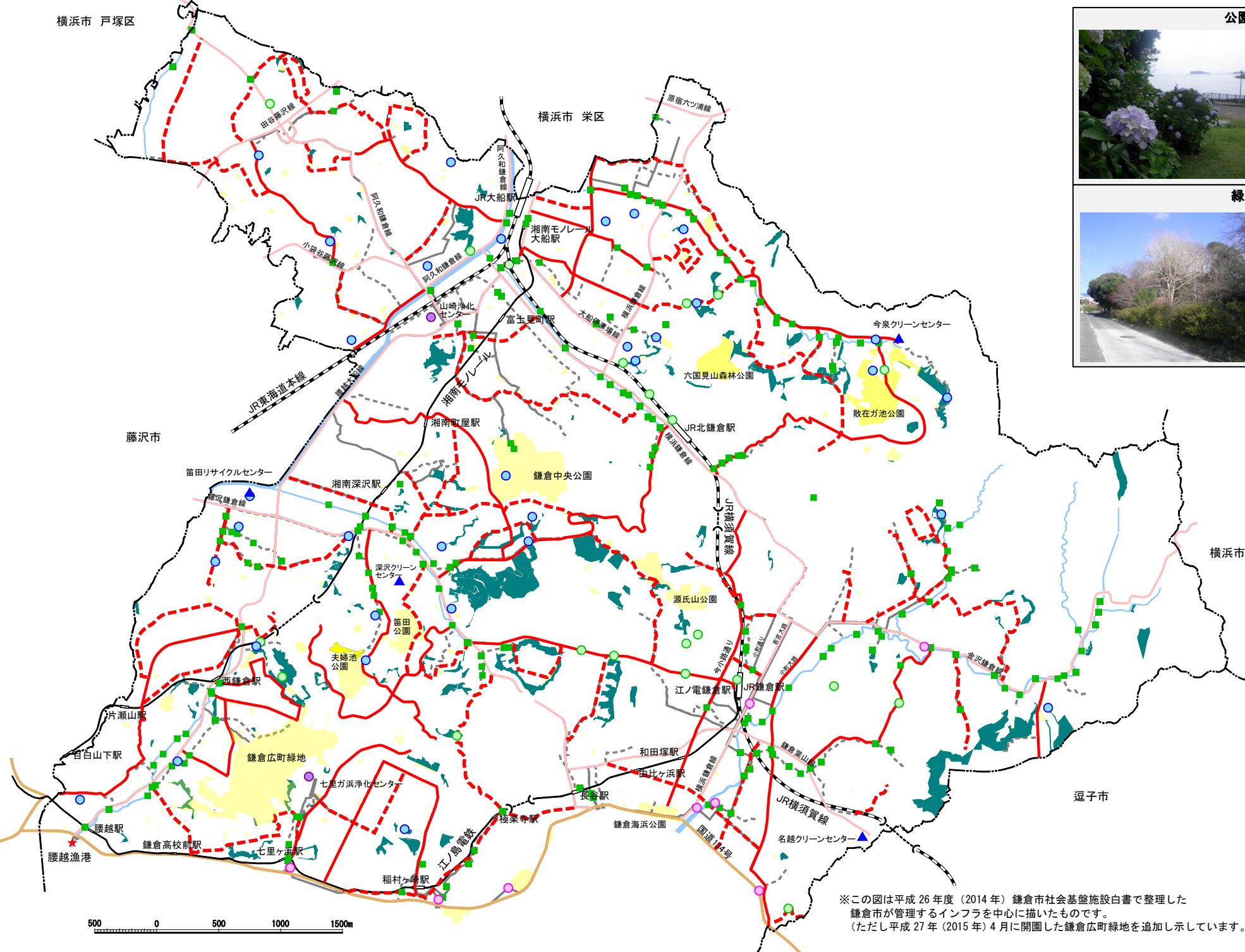
凡例
★ 漁港

生活環境施設（クリーンセンター等）



管理数量
ごみ処理施設 2 箇所
リサイクルセンター 1 箇所
し尿処理施設 1 箇所

凡例
▲ クリーンセンター等



公園等



管理数量
公園・児童遊園等
272 箇所

凡例
■ 公園

緑地



管理数量
緑地 135 箇所

凡例
■ 緑地

凡例	
—	行政界
—+—	鉄道(JR)
—+—	鉄道・軌道
—	国道
—	県道
—	市道(一級)
- - -	市道(二級)
■	橋りょう
○	トンネル
●	雨水調整池
●	下水道終末処理場
●	中継ポンプ場
▲	クリーンセンター等
★	漁港
- - -	主要管渠: 雨水
- - -	主要管渠: 汚水
■	公園等・児童遊園等
■	緑地
■	河川

※この図は平成 26 年度（2014 年）鎌倉市社会基盤施設白書で整理した鎌倉市が管理するインフラを中心に描いたものです。（ただし平成 27 年（2015 年）4 月に開園した鎌倉広町緑地を追加示しています。）

図 1-8 鎌倉市の社会基盤施設

1.4 計画の期間

安全で安心なインフラを持続的に維持管理していくためには、インフラの現状を把握し、長期的な視点で検討する必要があります。インフラは一般に寿命が長く、さらに、長期的に有効な計画とするには社会や市民ニーズの変化に応じた見直しが必要です。これを踏まえ、本計画の期間を40年と設定しました（長期計画期間）。

第3次鎌倉市総合計画において、第3期基本計画期間は平成26年度（2014年度）から平成31年度（2019年度）まで、第4期基本計画は平成32年度（2020年度）から平成37年度（2025年度）までとなっており、本計画は、この基本計画と連携を図り、効果的に運用していく必要があります。

そこで、本計画の策定の翌年度（平成28年度（2016年度））に計画の準備を整え、平成29年度（2017年度）から平成37年度（2025年度）までの9年間の最初の計画期間とし（短期計画期間）、平成47年度（2035年度）までを次期総合計画に合わせた中期の計画運用期間とします。（中期計画期間）

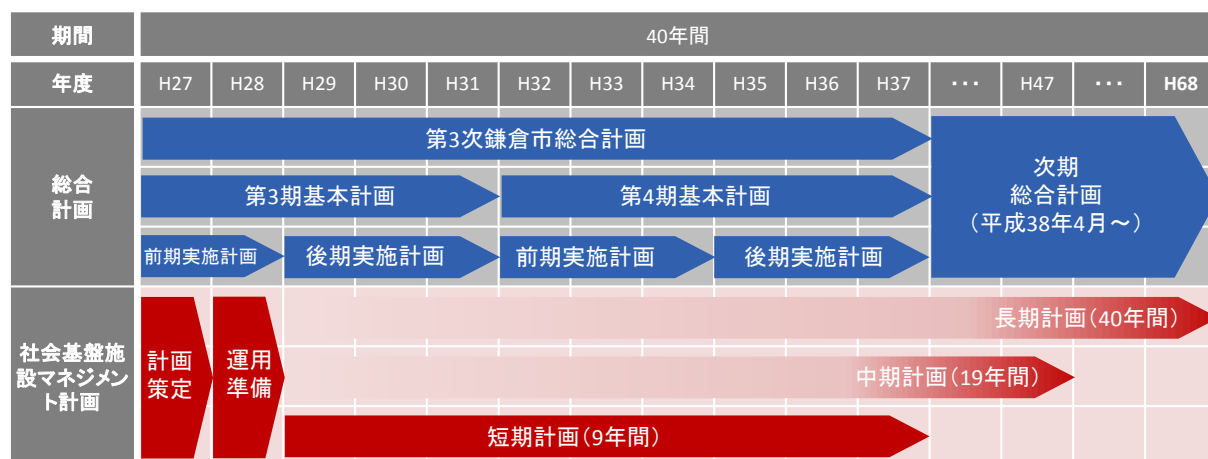


図 1-9 計画期間